医療福祉費支給制度（マル福）のお知らせ

医療福祉費支給制度（マル福）とは、小児・妊産婦・ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・重度心身障がい者などの医療福祉受給対象者が、必要とする医療を容易に受けられるよう医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

次の条件に該当する方は、すみやかに医療福祉費受給者証の交付申請をしてください。

★条件に該当する方

次の（ア）から（ケ）のいずれかに該当する方で、本人または配偶者、もしくは扶養義務者の前年（前々年）所得が下記の所得制限額に満たない方をいいます。

なお、所得判定については、国保年金課でおこないます。転入等で所得が不明な場合も、取得した所得証明書や源泉徴収票等でご自身で判断せず、裏面下の申請窓口へ来庁いただくかお電話でお問合せください。

（ア）身体障害者手帳１・２級または３級の内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能）障害

（イ）療育手帳Ⓐまたは A（知能指数３５以下と判定された者）

（ウ）精神障害者保健福祉手帳１級　（エ）障害年金証書１級　（オ）特別児童扶養手当１級

（カ）精神障害者保健福祉手帳２級かつ身体障害者手帳３・４級

（キ）精神障害者保健福祉手帳２級かつ療育手帳Ｂ（うち知能指数５０以下と判定された者）

（ク）身体障害者手帳３級かつ療育手帳Ｂ（うち知能指数５０以下と判定された者）

（ケ）身体障害者手帳４級かつ療育手帳Ｂ（うち知能指数５０以下と判定された者）

※６５歳以上の方（うち該当条件が（ケ）の方においては、身体障害者手帳の内容が音声機能障害、言語機能障害または下肢障害１・３・４号いずれかに該当する方）は後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

《参考：所得制限額》　注：所得額は収入額と異なりますのでご注意ください。

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者
０人	５，１２９，０００円	６，２８７，０００円
１人	５，５０９，０００円	６，５３６，０００円
２人	５，８８９，０００円	６，７４９，０００円
	扶養人数が１人増えるごとに 38 万円加算	扶養人数が１人増えるごとに 21 万 3 千円加算

※前年（当年）の１月２日以後に古河市へ転入してきた方は、同意書または所得を証明する書類（扶養人数が確認できる書類）が必要となります。所得証明書および課税証明書または非課税証明書等は、前年（当年）の１月１日現在でお住まいになっていた住所地の市区町村役場で発行されます。（有料となる場合もあります）

同意書…マイナンバー制度による情報連携によって所得確認をするための同意書です。

★持参するもの

①資格確認書、資格情報のお知らせ（A4 サイズ）、マイナポータルの保険情報（PDF）を印刷したもののいずれか　②印鑑（スタンプ印以外の認印）　③身体障害者手帳、療育手帳（※）、障害年金証書または精神障害者保健福祉手帳　④転入者は同意書または所得証明書

※該当条件に療育手帳Ｂがある方につきましては、知能指数を確認したのち、受給者証の交付となります。知能指数の確認ができる「判定結果書」を所持されている方につきましては、判定結果書もご持参ください。

★助成の対象となる期間

手帳の交付月の初日、障害年金証書の支給開始月の前月の初日もしくは医療福祉費受給者証の交付申請日の属する月の初日から更新日の前日まで（６月３０日）

申請が遅れた場合、申請月からの対象となり、さかのぼっての受給はできません。

助成条件に該当とならなくなった場合には、受給資格が喪失します。

★更新申請

毎年６月に更新します。所得等の支給要件を満たす方は自動更新処理を行い新しい受給者証を郵送します。支給要件が確認できない方については申請が必要です。

申請が遅れた場合、申請月からの対象となり、さかのぼっての受給はできません。

★医療福祉費支給の方法

〇茨城県内の医療機関等で受診される場合　⇒　市役所窓口での手続きはありません。

受給者証とマイナ保険証等を病院および調剤薬局の窓口に提出（毎回）していただきますと、医療機関等での支払いが**無料**となります。ただし、入院時の食事代や保険適用外（例：健診、予防接種、薬の容器代、差額ベット代、選定療養費　等）については支給対象外となります。

〇茨城県以外の医療機関等で受診される場合　⇒　市役所窓口での支給申請が必要です。

以下の書類をご持参のうえ、申請をしてください。

・保険診療分の内訳が明記された領収書（１ヶ月分まとめて）　・印鑑（スタンプ印以外の認印）

・資格確認書、資格情報のお知らせ（A4 サイズ）、マイナポータルの保険情報（PDF）を印刷したもののいずれか

・本人または配偶者名義の金融機関の通帳（初回申請時のみ）

・医療福祉費受給者証

高額療養費や付加給付金がある場合は、保険者から支給された金額が確認できる書類（支給決定通知書または支給明細書）もご持参ください。領収書は原本提出とさせていただいております。領収書の原本をお手元に残したい場合、コピーと原本を一緒にご持参いただければ相違ないことを確認したうえで原本をお返しします。

★医療費が高額になった場合

〇高額療養費

医療機関等で支払った一部負担金が、法令で定められた限度額を超えると、超えた額が高額療養費として加入している保険者から払い戻されます。この払い戻しの基準となる一部負担金の限度額および請求方法については、加入している保険組合等にお問い合わせください。

〇付加給付金

加入している保険者が規定しているもので、入院等により１ヶ月の医療費が基準額以上になった場合、超えた金額が支給されます。この基準額および請求方法については、加入している保険組合等にお問い合わせください。医療費助成制度の趣旨からも、他の給付が優先されますので、この付加給付金との二重の支払をしないためにも付加給付金を確認後助成しています。

★注意事項

口座を解約した、口座の名義を変更した等、医療福祉費のお振り込み先として登録している口座に変更が生じた場合は、すみやかに下記の申請窓口に届け出てください。届け出がない場合、医療福祉費のお振り込みができない可能性があります。

その他ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。

問合せ先・申請窓口

古河庁舎　国　保　年　金　課　℡２２－５１１１（代表）
総和庁舎　市民総合窓口課　℡９２－３１１１（代表）
三和庁舎　市民総合窓口室　℡７６－１５１１（代表）